

商 品 名 (愛 称)	学 資 ロ ー ン
------------------	-----------

ご利用いただける方	・当金庫の会員となれる方。							
	・当金庫営業地区内に居住する給与所得者ならびに自営業者で、就学する子弟を持つ親権者、法律上の後見人および実質的に就学子弟を扶養する親族で、次に該当する方。							
	(1) 年齢が満25歳以上で、最終返済日が満70歳に達した年の12月31日までに到来する方。							
	(2) 給与所得者の場合は勤続年数2年以上（ただし、法人役員の場合は3年以上）、その他の場合は営業年数3年以上の方。							
	(3) 安定継続した年収が250万円以上の方。							
	(4) 年収に応じた返済比率が次の範囲の方。							
	①給与所得者の方（法人の代表者除く）							
	<table border="1"> <tr> <th>年 収</th><th>年間返済比率</th></tr> <tr> <td>250万円以上400万円未満</td><td>30%以内</td></tr> <tr> <td>400万円以上550万円未満</td><td>35%以内</td></tr> <tr> <td>550万円以上</td><td>40%以内</td></tr> </table>	年 収	年間返済比率	250万円以上400万円未満	30%以内	400万円以上550万円未満	35%以内	550万円以上
年 収	年間返済比率							
250万円以上400万円未満	30%以内							
400万円以上550万円未満	35%以内							
550万円以上	40%以内							
お 使 い み ち	・入学費用・在学期間中の学費・生活費等、学生生活に必要な資金。							
ご 融 資 限 度 額	・1,000万円以内							
ご 利 用 期 間	・10年以内（据置4年）							
ご 融 資 利 率	・固定金利 当金庫所定の利率を適用させていただきます。							
	お取引に応じた優遇利率もございます。窓口でお問い合わせください。							
ご 返 済 方 法	・元利均等返済または元金均等返済のどちらかを選ぶことができます。							
	ただし、ボーナス併用返済は融資金額の50%以内。（年2回払い）							
	元金の据置期間は申込人の子弟の就学期間を限度として最高4年。							
保 証 人 ・ 担 保	①保証人・・・1名以上を必要とします。（配偶者も可）							
	②担 保・・・（イ）不動産（原則として根抵当権とします）							
	（ロ）有価証券							
保 証 料 等	・不動産担保の場合は根抵当権設定費用が必要となります。							
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：089-946-1203）にお申し出ください。							
	紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。							
	・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。							
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。							
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地							

苦情処理措置・ 紛争解決措置	域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京
	三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ
	さい。
そ の 他	・お申し込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない
	場合もございますのであらかじめご了承ください。
	・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。
	・当金庫の会員となれる方
	(1)当金庫の地区内に住所または居所を有する方。
	(2)当金庫の地区内において勤務に従事する方。
	(3)当金庫の地区内において事業所を有する方。
	上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となること
	できます。なお、会員となっていたかなくともご融資させていただく事が可能な場合も
	ございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。